

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構

筑波センター所長 殿

私は、受講生として、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という）の承認を得て、機構における講義の聴講を行います。当該受講にあたっては、機構の定められた規則および受講機関の長の指導・助言に従い、成果の向上に努めるとともに、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 期間、時間、内容、場所：募集要項、プログラム概要票のとおり。
2. 守秘義務：
 - (1) 受講生は、受講中に知り得た機構の秘密に係わる事項について受講期間中はもとより、受講期間終了後においてもこれを第三者に漏らしてはならない。
 - (2) 受講生は、機構の書類を引用して受講成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ機構の承認を得るものとする。
3. 資料の帰属：受講生が講義受講の過程において収集した資料は、全て機構に帰属するものとし、機構の指定するものについて受講生は、機構の指定する期間内に、機構に提出しなければならない。
4. 損害賠償責任：
 - (1) 受講生は、故意又は過失によって機構または第三者に損害を与えた場合は、機構又は第三者に対しその損害を賠償しなければならない。
 - (2) 受講生が第三者に与えた損害等に関しては、機構は一切の責任を負わない。
 - (3) 受講生が第三者に与えた損害等により、機構が第三者に対し損害賠償等の責を負った場合、受講生は、当該賠償により機構が被った損失の補填をしなければならない。
5. 受講に要する経費：受講に要する費用は全て受講生の負担とする。
6. 災害補償等：受講期間に発生した事故又は災害によって受講生が被った損害等について、機構は一切責任を負わない。
7. 報告書の提出：受講生は、受講終了時に機構に受講レポートを提出する。
8. 受講の中止： 受講生がこの誓約に違反し、その他機構の利益を害する等不正な行為があったときは、機構は、受講生の受講を中止することができる。

日付：

所属(大学及び学部名)

本人氏名（署名）
